

越前ふくいマルシェ2025企画運営業務 仕様書

1 業務名

越前ふくいマルシェ2025企画運営業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

ふくい嶺北連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）内の「農林水産業の生産振興」、「農林水産業の理解醸成」、「地産地消の促進」を図ることを目的として、圏域内農林水産物等をPR・販売及び農林水産業への理解を深める体験型プログラムを行う「越前ふくいマルシェ2025」を開催することで、生産者と消費者の交流機会を増やし、生産者のやりがいづくりや来場者へ圏域内の農林水産物のPRを図る。あわせて、圏域内農林水産物等の圏域外への知名度向上を目指し、圏域外へのPRを図る。

ふくい嶺北連携中枢都市圏

福井市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町

3 実施主体

福井市

4 委託期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

5 業務の概要

ターゲットを圏域内住民（主に子育て世代）と想定して下記内容を実施すること。

開催日時：令和7年10月18日（土）～10月19日（日）の2日間

10:00～16:00

会場設営については、10月17日（金）13:00以降に実施すること。

開催場所：メイン会場 ハピテラス（屋根付き広場、屋外広場全面）

その他、サブ会場として駅周辺の活用も検討すること。

メイン会場の使用許可申請は発注者が行うものとし、会場使用料の支払いや申請等に必要な書類作成等は受注者が行うものとする。なおメイン会場の会場使用料は減免対象（半額）となる。サブ会場の予約、支払い及びその他必要な手続きは、受注者が行うものとする。

内 容：圏域内の農林水産物等を活用したイベント

- ・圏域内の農林水産物及び加工品の販売、PR
- ・体験型コーナー（農林水産業の資源を活用した参加型イベントや農林水産物関連ワークショップ等）
- ・飲食販売（移動販売車含む。）
- ・食育関連PRコーナー 等

6 業務の詳細

マルシェの企画構成、演出、会場レイアウト、運営、音響・照明・テント等会場全体の設営・解体、各種許可申請、進行管理、広報をはじめ、出店者募集、出店者・関係団体・会場等との連絡調整等マルシェに関わる業務一式とする。ただし、次の事項に沿って実施するものとする。

企画・内容

- ・いわゆる「農林水産物直売会」のような、単に販売や展示を行うだけでなく「見る、食べる、学ぶ、遊ぶ、体験する」参加型のプログラムや各プログラムの連動を持たせるなど、楽しみながら農林水産物の魅力が伝わり、親しみや理解が深まる企画とすること。
- ・圏域内の農林水産物のPR、販売促進、集客につながるマルシェを実施すること。
- ・ハピリンビジョンを活用すること（発注者が指定する動画を放映すること）。
- ・企画提案にあたっては、実効性を担保した提案とすること。
- ・以下のブース等を必須とし、統一感を持った内容とすること。

ア ステージイベント

- ・オープニングを行うこと。
- ・来場者に対し、圏域内の農林水産物や出店者等をPRする企画を実施すること。
- ・ゲスト出演者や体験型プログラム等、誘客につながり、来場者が楽しめるイベントを展開すること。

ステージ以外の方法で、上記の内容を満たすならば、ステージでなくても形態は問わない。

イ 展示販売コーナー（20団体以上）

- ・圏域内の農林水産物販売、加工品販売、飲食販売（移動販売車含む。）等を行うコーナーを企画すること。

ウ 体験型プログラムの実施（5つ以上）

- ・ステージや会場内を活用して、農林水産業について親しみや関心を持つ契機となるような体験型プログラムを企画すること。また、イベント期間中を通して多くの方がいつでも楽しめる内容とすること。

エ さんりはまベジフルコーナー（4ブース程度）

- ・さんりはまベジフルや三里浜砂丘地を紹介するブースの設置（PR展示、三里浜産の野菜販売、三里浜オリーブの販売等を想定）。内容については、発注者と綿密に連絡を取って実施すること。

オ 食育コーナー（5ブース程度を想定）

- ・食育の取組等を紹介するブースの設置。内容については、発注者やふくい食育市民ネットワークと綿密に連絡を取って実施すること。
- ・調理用設備（ガスコンロ、シンク等）を設置すること（3ブース程度想定）。

カ 自由提案

- ・上記のほか、目的を達成するために必要な企画及び圏域内の連携を意識した企画を盛り込むこと。

出店者の募集・選定

- ・出店者を募集し、選定・交渉・連絡調整を行うこと。
- ・出店者の募集・選定に関しては、事前に発注者と協議すること。
- ・出店者の新規発掘に努めること。

- ・ 出店者が出店に必要な許可をもっているか確認すること。
- ・ 出店料は徴収しないこと。

設営・運営管理

- ・ 実施に向けて必要な準備、申請（保健所、警察及び消防の申請を含む。）調整業務を行うこと。また、申請手続等で費用が発生する場合は受注者が負担すること。
- ・ 申請手続が必要なものについては、事前に申請先に相談等を行い、余裕をもって申請手続を行うこと（イベント開催決定後、遅くともイベントチラシを作成する前までに必ず相談等を行うこと）。
- ・ 会場の設営、備品の借り上げ、撤去を行うこと。
- ・ 会場使用料、備品の借り上げ等必要経費は受注者負担とする。
- ・ 歩行者の導線を考慮して、会場内外の適切な場所にイベントや会場案内の看板を設置し、出店ブース等の表示を行うこと。
- ・ 会場案内、雑踏整理及び警備、ふるまい等の際の交通整理、排出されたごみ等の処分を行うこと。ただし警備（夜間含む。）等に関しては、発注者、施設管理者（まちづくり福井株式会社）及びハピリン管理組合等と協議のうえ、決定するものとする。
- ・ イベントのPRに効果的なデザインや装飾等とし、統一感を持った会場とすること。
- ・ 不測の事態に備え、事業開催に必要な保険に加入すること。
- ・ 業務内容に係る「実施計画書」、主催者の「運営マニュアル」、出店者向けの「出店マニュアル」を作成すること。
- ・ 発注者や出店者・関係団体との連絡調整を緊密に行うために専属の担当者をおくこと。
- ・ イベントの性格上、開催に向けて企画の内容の見直しが見込まれることから、発注者と調整を行い柔軟な対応とすること。
- ・ 感染症予防の観点から、必要な対策を講じること。
- ・ 台風、豪雨、地震等の緊急時には、必要に応じて設営物の移設、撤去を行う等、適切かつ円滑な対応を行うこと。

アンケート調査の実施、集計、分析

- ・ 参加者及び出店者に対してアンケート調査を実施し、集計・分析を行った結果を発注者に報告すること。また、参加者へのアンケート回収率を高めるため、配布方法等について工夫すること。

広報業務

- ・ メインビジュアル、チラシ、ポスターを作成すること（枚数は協議して決定する）。
- ・ ポスター、チラシの配布については、発注者が指定する箇所に送付するとともに、効果的な配布計画を立案し配布すること。
- ・ SNSやマスメディア等を活用した広報戦略を立て、集客及び知名度向上のための効果的な広報を実施すること。
- ・ 圏域外からの集客及び知名度向上のための効果的な広報を実施すること。

スケジュール管理

- ・ 業務を円滑かつ効果的に実施できるようスケジュール管理を行うこと。
- ・ 進捗状況について、発注者に随時報告し、スケジュールに変更が生じた場合は速やかに発注者と調整すること。

その他

- ・ マルシェ実施に必要な業務全般

7 業務完了報告書の提出

(1) 提出物

- ・ 業務完了報告書（アンケート調査報告も含む。）
紙媒体 2 部（原則 A4 版カラー、ページ数は任意とする。）
- ・ 写真、映像等履行状況が確認できるもの
紙媒体 2 部
- ・ 制作物及びその電子データ一式
- ・ 打ち合わせ資料、関係機関等協議資料
- ・ その他、発注者が指示する関係書類
- ・ 上記の電子データ一式（USB、CD-R 又は DVD-R） 1 枚

(2) 提出期限

令和 7 年 1 月 2 8 日（金）

(3) 提出先

福井市農林水産部農政企画課

8 留意事項

(1) 第三者への委託

本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 法令順守

業務履行に関しては関係法令を順守すること。また履行にあたって許認可等の処分を必要とする手続きを受注者の負担において遺漏なく行うこと。

(3) 安全対策及び許可等の手続等

マルシェ開催時には、感染症対策及び十分な安全対策を講じること。また、不測の事態に備え、必要な保険に加入するほか、緊急対策が可能な体制を整えること。なお、本業務に必要な許可等の手続は受注者が行うこと。

(4) 委託業務に関して知り得た情報

本業務に関して知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(5) 個人情報取扱い

受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の規定を順守し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(6) 著作権の取扱い

受注者は、成果物の著作権（著作権法第 2 7 条及び 2 8 条に規定する権利を含む。以下同じ。）を発注者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。

(7) 第三者が権利を有する著作物

成果物等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受注者の責任において処理するものとする。

(8) 人物画像の取扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別ができない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権又は個人情報に関わる問題が発生した場合は、受注者においてその責めを負うこと。

(9) 賠償責任

疫病、食中毒、暴雨風、地震、火災、暴動その他発注者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象等の不可抗力により本業務の実施が困難になった際、受注者に損害が生じる場合においても、発注者に対しその賠償を請求することができないものとする。また、受注者はその責めに帰する事由により、本業務実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を受注者の負担により賠償するものとする。

(10) 業務内容の変更等

感染症の発生状況、天候等によっては、変更又は中止する可能性がある。その際は業務の内容及び業務費用の変更については、発注者と協議するものとする。

(11) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく発注者と受注者が協議して定めるものとする。

9 その他

本仕様書は本業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル終了後、受託候補者と発注者の協議により、改めて決定する。